個人11

受付	令和　7年 2 月20 日 午前 ~~午後~~ 10 時02 分

一般質問（代表・個人）通告書

令和7年2月20日

尾張旭市議会議長　殿

氏 名　安 田　吉 宏

尾張旭市議会会議規則第５０条第１項の規定により３月定例会において別紙のとおり質問したいので通知します。

なお、質問事項の件数及び質問方法は、下記のとおりです。

記

1　質問事項　　3 件

2　質問方法

	1回目　一括質問、一括答弁 再質問以降　質問事項（大項目）ごとに一問一答
○	1回目から　質問事項（大項目）ごとに一問一答

選択する方法に○を付す。

尾張旭市議会 受付 7.2.20 第一号

別紙　　氏　名　安田　吉宏

質　問　事　項 No.　1	「中学校の休日部活動」について
要 旨	令和６年12月に令和７年度以降の中学校における、休日部活動の考え方が示された。これによると、令和８年４月から休日の活動については、地域連携での運営になるというものである。また、令和７年１月24日に東邦ガス株式会社との協定が結ばれた。生徒が中学校生活を通じて、スポーツや文化芸術活動に親しむことのできる環境づくりを目的としたものであるとされており、東邦ガス株式会社のスポーツチーム等に所属する社員の派遣が見込まれ、その内容は「中学校部活動における部活動外部指導者の募集及び配置に関すること、学校と指導者との連絡調整に関すること、指導者の配置に伴う事務に関すること」を主な連携事項としている。 令和７年２月から地域連携体制での試行的な活動が開始されたと聞いている。中学校の部活動について、本市の考えを伺う。 （１）中学校部活動における近隣市の状況について （２）地域連携における東邦ガス株式会社の社員の派遣について （３）地域連携での試行的な活動について （４）地域連携における指導者について ア　現状について イ　兼職兼業について ウ　部活動指導員について （５）令和９年度以降について ア　地域移行体制への移行について イ　受益者負担について

※　申し合わせ事項に留意する。

別紙　　氏　名　安田　吉宏

質　問　事　項 No.　2	「どうだん亭」について
要旨	「どうだん亭」は、本市所有の国登録有形文化財である。 「どうだん亭」は、旧浅井家住宅の離れとして、享保８年（1723年）に岐阜県吉城郡坂下村（現飛騨市）に建てられた。その後、昭和17年に現在の場所に移築されたのだが、その際、３階建てを２階建てに、合掌造りを近代数寄屋建築として、再構成された。 その後、平成９年に尾張旭市に寄附され、平成20年５月７日に国登録有形文化財（登録23-0303号）に登録された。 国登録有形文化財となっているのは、移築されてきた母屋の一部であるが、近年、母屋、離れや庭園において、老朽化が目立つようになってきた。 そこで、本市の大切な財産である「どうだん亭」について、本市の所見を伺う。 （１）有形文化財として登録された経緯について （２）活用状況について （３）一般公開の実施状況について （４）保存状態について（建物・庭園） （５）今後について

※　申し合わせ事項に留意する。

別紙　　氏　名　安田　吉宏

質　問　事　項 No.　3	「円空仏」について
要旨	スカイワードあさひの歴史民俗フロアにて展示・保管されている５体の「円空仏」は、本市所有の尾張旭市指定文化財第２号の有形文化財である。 その姿は、私たちの心を引き寄せる魅力を発し、荘厳さを放ち、見れば見るほど愛おしさを覚える。まさに本市の宝と言えるものである。 そこで、本市の大切な財産である「円空仏」について、本市の所見を伺う。 （１）本市が所有するまでの経緯について （２）保存状態について （３）資産的価値について （４）今後の活用について

※　申し合わせ事項に留意する。